令和８年（フ）第１４０７号
東京都あきる野市二宮2254番地１二宮ハイツ206号
債務者　山下　泰佑
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４２０号
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑1661番地７
債務者　増田　礼奈
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４８９号
東京都八王子市椚田町118番地２オーシャンハイツパート３　106号
債務者　池田　典広
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５２２号
東京都青梅市東青梅３丁目13番地の18
債務者　宍戸　陽子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５５７号
東京都府中市分梅町５丁目１番地の３朝倉コーポ203
債務者　土岐つかさ
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第７４号
長野県岡谷市天竜町三丁目20番35号
債務者　五十嵐千恵
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第４５８６号
大阪市西成区天下茶屋１丁目16番14号　小松文化　106号
債務者　川村　明美
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６７５号
大阪市浪速区戎本町２丁目４番３－401号、前住所大阪市城東区関目１丁目11番12－205号
債務者　岸原　滑雄
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８６３号
大阪市東住吉区駒川３丁目27番１号　ビロウズＫＯＭＡＧＡＷＡＰＡＲＴ－Ｉ　502号
債務者　松波　静夫
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９６４号
大阪府池田市呉服町７番17号、前住所兵庫県宝塚市大吹町７番30号
債務者　坂下　照美
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９９５号
大阪市東住吉区中野４丁目16番８－103号
債務者　小倉　強志
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０９２号
大阪府門真市浜町７番２号、前住所大阪府門真市大橋町22番13号
債務者　石田　勉
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０９３号
大阪市福島区海老江５丁目７番６－203号
債務者　大江　明寿
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０９４号
大阪市大正区泉尾７丁目14番１－201号
債務者　坂口　雅昭
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２２６号
大阪府茨木市庄１丁目20番16号　茨木フラワーハイツ　303号
債務者　西元　猛
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２９４号
大阪府守口市八雲東町１丁目４番７－507号
債務者　山元　昭
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３２０号
大阪市淀川区十三本町２丁目８番15号　アーバンコート十三　４Ａ号
債務者　中村　飛鳥
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部